

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止部分を含む。）

規制の名称：通信・放送新規事業者及び地域通信・放送開発事業への支援制度の廃止

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、**廃止**

担当部局：総務省情報流通行政局情報流通振興課

評価実施時期：令和5年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

現在、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「開発法」という。）では、通信・放送新規事業※1及び地域通信・放送開発事業※2を実施しようとする者に対する支援制度を規定し、当該事業を実施しようとする者が総務大臣に当該事業の実施計画を提出し、総務大臣がこれを認定した場合、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が、認定実施計画に係る事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証、資金の出資、実施に必要な資金に充てるための助成金の交付、金融機関が行う当該事業の実施に係る資金の貸付けの利子補給金の支給を行うこととしている。

※ 通信・放送新規事業とは、通信・放送事業分野の新サービスを提供する事業や新技術を用いてサービス提供方法を改善する事業。

※ 地域通信・放送開発事業とは、電気通信の高度化が進展していない地域において行われる電気通信の高度化に資する事業。

しかし、本制度に係る業務のうち、

① 債務保証業務及び利子補給金支給業務については、「独立行政法人の事務・業務の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえた総務省有識者会議における検討の結果、「平成28年5月末以降、債務保証及び利子補給の新規案件の採択は行わない。信用基金は、既存案件の保証期間等が終了次第、速やかに清算。」とされている。

② 出資業務については、基本方針による講ずべき措置として、「平成23年度中から新規出資

は行わない。既出資案件の管理業務等の必要最小限の経費以外は国庫納付。」とされている。

- ③ 助成金交付業務については、平成 21 年 11 月の行政刷新会議「事業仕分け」において、平成 22 年度予算要求（「情報通信分野のベンチャー企業支援」）は「廃止」との評決結果となったことを踏まえ、平成 22 年度以降、助成金交付業務は、新規案件の採択を行っていない。
- ④ なお、新技術開発施設供用事業（IoT テストベッド供用事業）及び地域特定電気通信設備供用事業（地域データセンター供用事業）に対する支援制度※3 を実施するための業務については、令和 3 年度末までに終了している。

※3 IoT（Internet of Things の略。これまでインターネット等のネットワークに接続していなかった「モノ」が通信機能を持ち、ネットワークに接続して動作すること）の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備（IoT テストベッド）の整備及び膨大なデータの流通に対して重要となる施設（地域データセンター）の地域分散化を促進することを目的として、新技術開発施設（IoT テストベッド）供用事業及び地域特定電気通信設備（地域データセンター）供用事業の実施に必要な資金の一部を助成する事業。

以上のとおり、本制度に係る業務は、現在、出資業務に係る残存案件の対応を除いていずれも実施しておらず、今後も①～④の新規案件を採択することが想定されないことから、現状をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題解決手段の検討】

- ・ 以前（平成 2 年当時）、社会経済の情報化の進展に伴い、国民経済及び国民生活における情報流通が重要となりつつあり、①多彩な番組を見られる衛星放送や家庭に居ながらチケット予約ができるといった多様な情報ニーズに的確に対応した情報流通システムの実現、②情報機能の中央への集中による東京等大都市と地方における情報格差の拡大を、地方にケーブルテレビを設けて地方における情報流通メディアの量的拡大を図る等により解消することが課題であった。このため、情報流通において通信・放送が大きな役割を果たすことに鑑み、新たな通信・放送サービス等を提供する通信・放送新規事業や地域通信・放送開発事業が必要となっていたが、その実施においては、事業の新規性・先行性による不透明性、不確実性のため、資金調達容易でないこと等の阻害要因があった。

これらの課題へ対応するため、当該事業の立ち上がりにおけるリスクの軽減や必要資金の提供等の措置を講ずることにより、当該事業の実施における環境を整備し、事業実施の円滑化を図ることを目的として本制度が創設された。

・ しかし、本制度に係る業務のうち、

① 金融関係事業である債務保証業務及び利子補給業務については、基本方針において、「民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する」、「民間出資・出えんによる信用基金の運用益による利子補給事業及び債務保証事業であり、どのような主体が実施するのが適当か検討し、本法人の事業としての廃止について、平成 22 年度末までに結論を得る」とされた趣旨に鑑み、総務省において外部有識者会議による検討の結果、「平成 28 年 5 月末以降は、債務保証及び利子補給の新規案件の採択を行わないこととする。なお、信用基金については、平成 28 年 5 月末時点で実施中の債務保証案件の保証期間や、利子補給の補給期間が終了次第、速やかに清算するものとする。」との結論を得た。このため、現在、平成 28 年 5 月末時点で実施中の案件の対応以外は行っておらず、今後新たな案件を行うこともあり得ない。

② 出資業務については、基本方針において、新規出資の廃止を平成 23 年度中に実施するとされ、その具体的内容として、「新規出資は行わないこととし、既出資案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する」とされたことから、不要資産は既に国庫納付済みで、現在、新規出資を行っておらず、今後行うこともあり得ない。

③ 助成金交付業務については、金融関係事業の既存案件が終了するまでの間、信用基金の運用益を有効活用する観点から、平成 28 年度から令和 3 年度までの時限の業務として実施してきたが、当該業務を実施する中で、(ア)IoT の普及が急速に進展したこと、(イ)支援の対象範囲や上限額が限定されていたこと等によりそのニーズが年々低下※4 してきたほか、(ウ)助成金の財源とされてきた信用基金の運用益の活用が一定程度進み※5、所期の目的を達成したことも相まって、法令上の時限が満了したことに伴い、現在、当該業務は実施されていない。

※4 採択件数は、平成 28 年度:12 件、平成 29 年度: 6 件、平成 30 年度: 5 件、令和元年度: 5 件、令和 2 年度: 1 件と推移。

※5 基金運用益は、約 5.3 億円（平成 27 年度末）から約 1.9 億円（令和 4 年度末）へと縮小。

以上のとおり、残存案件の対応を除き、業務を実施しておらず、本制度は形骸化している。

また、機構が債務保証に係る支援を実施するための信用基金の設置、信用基金に対する出資、機構が債務保証及び利子補給等に関する業務を実施するための勘定、これらの業務の主務大臣の規定は、本制度を実施するために設けた規定であることから、本制度を廃止することに伴い、不要となる。

・ よって、次のとおり当該制度の廃止等を行う必要がある。

【規制の内容】

・ 特定通信・放送開発事業を推進するための支援制度を廃止する。

- ・ 同制度の廃止に伴い、機構の業務を定める各支援制度の実施規定、当該業務を行うための信用基金の設置、当該業務の区分経理、当該業務の主務大臣及び当該信用基金に政府又は政府以外の者が出資を行うことを定める規定を削除する。
- ・ 出資業務に係る残存案件の対応については、引き続き当該案件に係る株式の管理を行うための経過措置を設ける。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

本制度は、平成 28 年 6 月以降債務保証業務、利子補給業務、出資業務及び助成金交付業務（以下「債務保証等」という。）の新規案件を採択しておらず、今後も採択する見込みはないことから、廃止した場合に新たな遵守費用は発生しない。

なお、出資業務に係る残存案件についてのみ、現在も費用が発生し得るが、本制度廃止後も引き続き現在と同様の手続を行うだけであり、新たな手続が発生することはないことから、遵守費用の増加は生じない。

【行政費用】

本制度は、現在、平成 28 年 6 月以降債務保証等の新規案件を採択しておらず、今後も採択する見込みはないことから、廃止した場合に新たな行政費用は発生しない。

なお、出資業務に係る残存案件の管理についてのみ、現在費用が発生しているが、本制度廃止後も引き続き現在と同様の手続を行うだけであり、新たな手続が発生することはないことから、行政費用の増加は生じない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和ではないため、該当せず。)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

平成 28 年 6 月以降債務保証等の新規案件を採択しておらず、今後採択する見込みもない制度を廃止するものであり、これに伴う直接的な効果（便益）は想定されない。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

平成 28 年 6 月以降債務保証等の新規案件を採択しておらず、今後採択する見込みもない制度を廃止するものであり、これに伴う直接的な効果（便益）は想定されず、したがって、金銭価値化できる便益は想定されない。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(規制緩和ではないため、該当せず。)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

平成 28 年 6 月以降債務保証等の新規案件を採択しておらず、今後採択する見込みもない制度を廃止するものであり、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

平成 28 年 6 月以降債務保証等の新規案件を採択しておらず、今後採択する見込みもない制度を廃止するものであり、費用、効果（便益）ともに想定されない。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

上記のとおり、本件は平成 28 年 6 月以降債務保証等の新規案件を採択しておらず、今後採択

する見込みもない制度であり、代替的な規制内容のオプションは存在せず、よって、廃止が妥当と考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(本制度廃止の検討段階やコンサルテーション段階において、本評価書等の活用は行っていない。)

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本制度の廃止後の状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

制度の廃止による予期しない影響が生じていないか情報通信市場の動向を把握する。